

確認事項・修正点等について

- 第1章 P10 「10 計画の構成」 基本理念の並び順について
- 第2章 P22 ■乳幼児定期健診等の受診率の推移のグラフに埼玉県データを追加
- 第3章 P31 圏域別幼稚園・保育園の位置図 ③児玉地域の図を修正
P31の次に 圏域別放課後児童クラブの位置図を追加
- 第4章 P42 地域子ども・子育て支援事業（13事業）の一覧を記載
- 第1～4章
P3、5、9、13、21、22、35、72に用語の説明を記載
- 参考資料を追加（策定体制・策定経過・関係法令を記載）

○計画（案）に対する意見

第1章

・P5 「3 計画の整合性」

本計画は、「本庄市総合振興計画後期基本計画」「本庄市地域福祉計画」「本庄市障害者計画」「本庄市障害福祉計画」との整合性を図りながら策定したとあるが、会議ではこれらの計画について何の情報も与えられていない。各計画の策定年度・担当課の記載が必要である。

→策定年度については、「4 計画の期間」で策定期間・計画期間を示しています。

・P7 「7 基本理念」

（4行目）「子ども・子育て支援とは保護者の育児を肩代わりするものではありません。」の次に「子どもを育てるすべての保護者が子育ての第一義的責任を有するという認識のもと、」を入れ、「子育てについての責任を果たすことや、」を削る。

[理由]「子ども・子育て支援とは・・・保護者が子育てについての責任を果たすことや・・・体制を築くことです。」では、「保護者が子育てについての責任を果たすこと」が支援の対象になってしまうため、子育てについての責任を果たさない保護者がいるのは、支援が不十分だからということになってしまうため。

→修正します。

「また、子ども・子育て支援とは保護者の育児を肩代わりするものではありません。子どもを育てるすべての保護者が子育ての第一義的責任を有するという認識のもと、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会、行政が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげる体制を築くことです。」

第3章

- ・ P 3 2 ■人口3区分別の推移 について、平成26年度の数値がP 1 3の数値と異なる。
→P 1 3の数値が正しいため、P 3 2を修正します。

第4章

- ・ P 6 0 「利用者支援事業」の取組事業内容について
「子どもや保護者が」は「子どもや保護者に」の誤りではないか。
→修正します。
- ・ P 6 0 「私立幼稚園子育て支援事業」の取組事業内容について
「子育て家庭を対象に就園前幼児やその保護者同士の交流や、保護者との相談による支援を行います。」といった記載がよい。
→修正します。
- ・ P 6 0 「実費徴収に係る補足給付を行う事業」について
この事業は現在行われているか。また、対象は保育園児の家庭のみか。「子ども・子育て支援」という以上、保育園と幼稚園は対等にすべきである。
→現在は行っておらず、新たに実施しようとする事業です。特定教育・保育施設が対象となるため、幼稚園は給付に移行する園が対象となるものです。
- ・ P 6 1 「事業所内のワーク・ライフ・バランスの周知」の取組事業内容について
「次世代育成支援行動計画策定の啓発」とあるが、次世代育成支援行動計画は平成27年度以降も継続されるのか。
→「子ども・子育て支援事業計画の啓発」に修正します。
- ・ P 6 7 「小児二次救急運営事業」の取組事業内容について
「熊谷、深谷、児玉」とあるが、本庄は入らないのか。
→埼玉県の二次保健医療圏域について、本庄市の属する北部保健医療圏は、本庄市のほか、熊谷市、行田市、深谷市、寄居町、上里町、美里町、神川町の4市4町からなります。そのような記載に訂正します。
- ・ P 7 3 「保護者・地域との連携による防犯活動の推進」の取組事業内容について
取組事業内容は記載誤りではないか。
→記載誤りのため、以下のような記載に修正します。
「保護者、PTA、地域住民、学校、警察などが連携・協力して「子ども110番の家設置」や「通学路、学校付近のパトロール活動」を行い、防犯活動を推進します。」